**意 見 募 集 要 項**

**１　意見募集案件名**

苫小牧市消費生活センター条例施行規則（案）について

**２　資料等の入手方法**

市のホームページからダウンロードにより入手可能です。また、担当窓口（市民活動

センター３階安全安心生活課消費生活係）のほか、市役所２階市民情報コーナー、Ｃ

ＯＣＯＴＯＭＡ、各コミュニティセンター（沼ノ端・住吉・豊川・のぞみ）、植苗フ

ァミリーセンター、勇払出張所でも入手可能です。

**３　意見の提出先及び提出方法**

「意見提出」の様式に氏名、住所及び連絡先を、法人その他の団体にあっては、団体

名、代表者名、意見提出担当者名、所在地及び連絡先を明記の上、提出期限までに次

のいずれかの方法により提出してください。

（１）電子メール

電子メールアドレス：anzen@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市市民生活部安全安心生活課　あて

※メールの件名に「市民意見の提出」とご記入ください。

　ご意見は、マイクロソフト社Ｗｏｒｄ文書による添付ファイルにより提出し

てください。

（２）ファックス

ファックス番号：0144-36-3606

苫小牧市市民生活部安全安心生活課消費生活係　あて

（３）書面の持参又は郵送による方法

〒053-0021　苫小牧市若草町３丁目３番８号

苫小牧市市民生活部安全安心生活課消費生活係　あて

**４　意見の提出期限**

　　平成２８年３月２４日(木)まで（郵送の場合は提出期限の消印有効）

**５　その他の留意事項**

　　・ご意見の言語は日本語に限ります。

・電話または口頭でのご意見の受付はいたしません。

・この市民参加手続（パブリックコメント）は、政策の案に対して具体的なご意見を

いただくもので、賛否を問うものではありません。

・ご意見は、案の決定の際に参考とさせていただきます。また、氏名、住所等の個人

情報を除き、市のホームページ等で公表する場合があります。

・氏名、住所等の個人情報は、いただいたご意見の内容や趣旨を確認する場合に使用

します。個人情報を市民参加手続（パブリックコメント）の業務に係る目的以外に

使用することはありません。

・いただいたご意見は返却いたしません。また、いただいたご意見に対して、個別の

回答もいたしませんのでご了承ください。

**６　担当・お問い合わせ**

　　苫小牧市市民生活部安全安心生活課消費生活係

電話番号：0144-32-6306（直通）